

訪問相談（小・中学校等）・巡回相談（幼・保・こども園）申込みについて

小・中学校等の方
訪問相談



幼・保・こども園の方
巡回相談

STEP 1：相談内容（主訴）と状況の把握

主訴と状況について、校内・園内で把握をお願いします。
インタビューシート、巡回相談申込書等を活用すると相談の手続きがスムーズになります。



STEP 2：電話申込み 0229-26-2338



地域支援係あて、お電話ください。
相談内容（主訴）についての聞き取り、日程の調整をさせていただきます。

STEP 3：書類の準備・提出

職員派遣依頼書
インタビューシート

STEP 3：申請の準備

保護者の方、保健師さんと日程の調整
（必要に応じて）
巡回相談申込書を作成

STEP 4：訪問相談



STEP 4：各市町教育委員会へ 連絡と書類の提出

相談日の日程等を連絡
巡回相談申込書の提出

関係書類はこちら

- ほっと相談リーフレット
- 職員派遣依頼書様式例
- インタビューシート様式

各市町教育委員会より、古川支援学校へ
職員派遣要請・巡回相談申込書送付

◇お願い

～訪問・巡回相談に係る旅費負担について～
1 ケース 2 回までは県負担となります。
3 回目が必要な場合は、他所属支出にて
依頼者側でのご負担をお願いします。

STEP 5：巡回相談



関係書類はこちら

- 発達障害早期支援事業リーフレット
- 発達障害早期支援事業実施要項
- 巡回相談申込書
- 外部専門家派遣依頼書